

移動通信システム委員会報告（案）「デジタル特定ラジオマイクの技術的条件等」の
意見募集の結果及び意見に対する委員会の考え方
（平成 25 年 4 月 11 日～5 月 10 日意見募集）

【意見提出 3者】

提出された意見の概要	意見に対する考え方
<p>弊社では、現在 344ch の A 型ラジオマイクの免許を保持していて、470MHz～714MHz 帯の TV ホワイトスペース帯及び 1.2GHz 帯への移行を考えています。</p> <p>周波数移行後の技術的条件の中で、以前発表された「スプリアス領域における不要発射の強度の許容値」が欧米の基準より厳しい日本独自の値になっていたため、日本における製品の開発に、時間も費用もかかると懸念していました。</p> <p>今回の「移動通信システム委員会 報告（案）」の中で去年公表された許容値の報告案の p15 《3.2.5(2)》見直す理由、p19 《4.2.1.(4)》、p21 《4.4》。</p> <p>また、p32 《1.2》 p34 《2.1》にも「別添」として明記された「現行方式の特定ラジオマイクの不要発射強度の許容値」に関する値を見直す理由と修正した許容値（ヨーロッパ、アメリカなどでのスタンダードな数値になった）を高く評価し、賛同します。 【株式会社エス・シー・アライアンス】</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>
<p>3. 2 技術的条件に関する検討</p> <p>3. 2. 5 スプリアス発射または不要発射の強度の許容値</p> <p>(2) 470MHz を超え 714MHz 以下の周波数帯を使用するもの</p> <p>この中のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値について、「地上デジタルテレビジョン放送の帯域以外は 2.5 μW とすることが適当である。」は、現行の許容値から緩和される事になる為、これを高く評価し、賛同します。</p> <p>また、「この許容値は同じ周波数帯を使用するアナログ特定ラジオマイク及び OFDM 変調以外の現行型のデジタル特定ラジオマイクにおいても同様の許容値としても問題は無いと考えられるので、地上デジタルテレビジョン放送の帯域以外は 2.5 μW とすることが適当である。」についても高く評価し、賛同します。【日本テックトラスト株式会社】</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>
<p>日本舞台音響家協会では、周波数移行後の 470MHz～714MHz 帯及び 1.2GHz 帯を使用する特定ラジオマイクの技術的条件の検討を行うため、平成 23 年から特定ラジオマイク作業班等に参加しユーザー側の意見を積極的に述べてきました。</p> <p>しかし、昨年度にまとめられ、公表された技術的条件では、《スプリアス領域における不要発射の強度の許容値》が欧米の基準より厳しい日本独自の値になっていたため、昨年の夏以降、この許容値をヨーロッパの標準規格である ETSI EN 300 422 の値に緩和するよう求めてきました。</p> <p>今回の「移動通信システム委員会 報告（案）」は、デジタル特定ラジオマイクに関する技術的条件のまとめですが、その中に「現行方式の特定ラジオマイクの不要発射強度の許容値」に関する値を緩和する理由と、修正した許容値が記されたことを高く評価し、この報告（案）に賛同いたします。 【(一社)日本舞台音響家協会】</p>	<p>賛成意見として承ります。</p>